

安曇野市余裕期間制度試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、余裕期間を設定する工事を試行的に実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工期の始期 実際に現場において工事に着手する工事開始日をいう。
- (2) 工期の終期 工事の完成期限の日をいう。
- (3) 余裕期間 契約締結の日から工期の始期の前日までの期間をいう。
- (4) 実工期 設計図書等で明示した工事を実施するために要する工期の始期から工期の終期までの期間をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間をいう。

(対象工事)

第3条 発注者は、余裕期間を設定する工事を発注する場合は、当該期間の設定により全体事業計画や予算執行に影響が生じない工事のうち、次に掲げる基準に適合する工事を選定する。

- (1) 発注者が工期の始期を選定する場合は、工期の始期が特定されている工事であること。
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 用地が確保されている工事であること。

(余裕期間制度の方式)

第4条 余裕期間の設定方式については、次に掲げる方式から発注者において選定する。

- (1) 全体工期内で受注者が工期の始期及び終期を指定できるフレックス方式
- (2) 全体工期内で発注者が工期の始期を指定する発注者指定方式

(余裕期間の設定等)

第5条 余裕期間は、実工期の30%以下又は60日を超えない範囲とする。ただし、発注者指定方式で債務負担行為に基づく工事の場合は、工事期間にかかわらず90日を超えない範囲とすることができる。

2 余裕期間は、資材の準備はできるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

(入札手続き)

第6条 発注者は、余裕期間を設定した工事を入札に付するときは、入札公告に次に掲げる事項を記載する。

- (1) 余裕期間を設定した工事であること。
- (2) 前金払は、工事の始期より前に請求することができないこと。
- (3) 発注者指定方式による場合、工期の始期として指定した日を明示すること。

(4) フレックス方式による場合、工期の始期の期限を設定した日を明示すること。

(契約等手続き)

第7条 余裕期間を設定する場合の契約等手続については、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定方式による場合、工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載すること。

(2) フレックス方式による場合、契約締結時に工期報告書（別記様式）を提出することとし、工事請負契約書に記載する工期は、報告書に記載した工期を記載すること。

(3) 工期の始期又は工期の終期は、休日（安曇野市の休日を定める条例（平成17年安曇野市条例第3号）第1条第1項の規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を設定すること。

(4) 契約保証期間は、契約締結日から実工期の末日までの期間を対象とする保証を求めること。

(5) 工程表に記載する工程は、実工期の期間を記載すること。

(6) コリンズ（CORINS）の受注時登録は、工期の始期から起算して10日以内（休日を除く。）に登録をするものとし、主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）の従事期間は、実工期とすること。

(7) 技術者等の届出は、工期の始期の前日までに提出すること。

(技術者の配置)

第8条 余裕期間を設定する工事の技術者等の配置及び専任又は常駐が必要な期間は、工期の始期からとする。

(経費の負担)

第9条 受注者は、余裕期間の設定において増加する経費があるときは、当該経費を負担するものとする。

(工事期間の変更)

第10条 フレックス方式による契約締結後に、工期の始期を変更する必要がある場合は、相互協議の上、変更契約を締結することで工期の始期を変更することができる。

2 フレックス方式による契約締結後に、工事内容の変更をしなければならない特段の事情がある場合は、相互協議の上、変更契約を締結することで工期の終期を発注者が契約時に設定した全工期内で変更することができる。

3 発注者指定方式による契約締結後に、工期の始期を変更する必要がある場合は、相互協議の上、変更契約を締結することで余裕期間内で工期の始期を変更することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工 期 報 告 書

下記のとおり、工期を定めたので報告します。

記

工事名	
工事場所	
工期の始期	年 月 日
工 期 (契約書で定める工期)	工 期 の 始 期 から (日間)
	年 月 日 まで

※ この報告書は、契約締結時に提出すること。

※ 契約書にはこの報告書に記載した工期（工期の始期及び終期）を記載すること。